

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」

第4期(令和元年度～令和5年度) 施策評価調査票

実施計画項目	第4 3 生活保護の実施 (1) 緊急を要する場合の保護の実施
実施計画内容	○病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護の実施に努めます。 ○福祉事務所は、治療後再び路上生活に戻ることがないように、関係機関と連携して自立を総合的に支援します。
(1) 事業実績	○急迫状態にあるホームレスに対し、生活保護を適用することにより、必要とする医療につなげた。 ○管内福祉事務所に対し、ホームレスに対する生活保護が適正に実施されるよう周知を行った。
(2) 事業評価	【評価】 効果の有無 (有) ←有・無の2択から記入 【評価の理由】 ○ホームレスが急病等により医療機関に救急搬送された場合、福祉事務所は適正に生活保護を適用し、必要な医療を給付している。このため、しばしば入院などの医療扶助の受給が路上生活等の不安定な生活からの脱却の契機となっている。 ○生活保護の適用を受けて受診したホームレスが、引き続き安定した環境で生活できるよう、福祉事務所は巡回相談指導事業や医療機関と連携し、地域定着支援を行っている。
(3) 課題・問題点	○治療の中断や退院後、地域で孤立する等により、地域生活にスムーズに移行できない方への個々の課題に応じた地域定着支援が課題である。
(4) 計画に対する意見・今後の取り組み方向	○引き続き、急迫した状態にあるホームレスに対し、必要な医療が受けられるよう適切な生活保護の実施に努める。 ○生活保護の受給により治療を受けた人が、地域生活にスムーズに移行できるよう、巡回相談指導事業など関係機関との連携や地域の見守りネットワークなどの活用を図り、地域における安定した生活の定着に向けた支援を行う。
担当部室課	福祉部地域福祉推進室社会援護課

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」

第4期(令和元年度～令和5年度) 施策評価調査票

実施計画項目	第4 3 生活保護の実施 (2) 居宅保護の実施
実施計画内容	<p>○居宅生活を送ることが可能と認められるホームレス等については、その状況に応じ、必要な居宅保護を適切かつ適正に実施します。</p> <p>○居宅生活に移行した場合は再び路上生活に戻ることのないように、本人の状況や課題に応じ、生活保護受給者の自立支援に係る事業などの活用や関係機関との連携により、日常生活能力の維持・向上や社会的自立、就労自立に向けた支援を行います。また、関係機関や民生委員・児童委員、CSWなどとの連携により見守り支援や相談支援のネットワークを構築します。</p>
(1) 事業実績	<p>○福祉事務所は要保護状態にあるホームレスからの申請にもとづき、適正に居宅保護を行うことにより、路上生活等の不安定な生活からの脱却を図った。</p> <p>○福祉事務所は、居宅保護により地域生活を送ることになったホームレスに対し、地域生活にスムーズに移行できるよう相談支援を行った。</p> <p>○管内福祉事務所に対し、ホームレスに対する生活保護が適正に実施されるよう周知を行った。</p>
(2) 事業評価	<p>【評価】 効果の有無(有) ←有・無の2択から記入</p> <p>【評価の理由】</p> <p>○要保護状態にあるホームレスからの申請にもとづき、適正に居宅保護等を行うことにより路上生活等の不安定な生活からの脱却を図った。</p>
(3) 課題・問題点	<p>○路上生活等の不安定な生活から居宅生活に移行した後、地域で孤立する等により、地域生活へスムーズに移行できない方へ個別の課題に応じた地域定着支援が課題である。</p>
(4) 計画に対する意見・今後の取り組み方向	<p>○福祉事務所は引き続き、自立支援に係る事業などを活用し、被保護者の日常生活の維持・向上や社会的自立、就労自立に向けた支援を行う。</p> <p>○地域生活にスムーズに移行できるよう、巡回相談支援事業など関係機関や民生委員などとの連携により、地域生活定着の見守り支援や相談支援を行うとともに、見守り支援や相談支援のネットワークなどの活用を図り、地域における安定した生活の定着に向けた支援を行う。</p>
担当部室課	福祉部地域福祉推進室社会援護課

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」

第4期(令和元年度～令和5年度) 施策評価調査票

実施計画項目	<p>第4 3 生活保護の実施 (3) 保護施設などにおける保護の実施</p>
実施計画内容	<p>○ホームレスの状況(日常生活管理能力、金銭管理能力等)からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、救護施設や更生施設などにおいて保護を実施します。</p> <p>○施設入所後は施設や関係機関と連携し、療養指導、家計管理などの生活訓練、就業機会の確保など、居宅生活への円滑な移行を支援します。居宅生活へ移行した後は、必要に応じ、関係機関や民生委員・児童委員、CSWなどと連携し、見守り支援や相談支援のネットワークを構築するとともに、福祉サービスの活用を図るなど、安定した居宅生活の継続を支援します。</p>
(1) 事業実績	<p>○本人の心身の状況により、直ちに居宅生活を送ることが困難であると、福祉事務所が判断した方については、入院、又は救護施設等の保護施設への施設入所による保護を実施した。</p> <p>○施設入所後は、福祉事務所が中心となり関係機関や施設等と連携して自立に向けた支援を実施した。</p> <p>○管内福祉事務所に対しホームレスに対する生活保護が適正に実施されるよう周知を行った。</p>
(2) 事業評価	<p>【評価】 効果の有無(有) ←有・無の2択から記入</p> <p>【評価の理由】</p> <p>○要保護状態にあるホームレスからの申請にもとづき、適正に施設保護等を行うことによりホームレス状態からの脱却を図った。</p>
(3) 課題・問題点	<p>○日常生活や社会生活面で課題を抱え地域生活への移行に時間を要する方もいるため、地域生活への移行に向けて入所者の個性に応じた支援を行っていく必要がある。</p>
(4) 計画に対する意見・今後の取り組み方向	<p>○引き続き、日常生活能力や金銭管理能力などから、直ちに居宅生活を送ることが困難と判断されるホームレス等について、その状況に応じ、保護施設などにおいて保護を実施する。</p>
担当部室課	福祉部地域福祉推進室社会援護課